

No.	区分	質問	回答
1	事業実施主体	実施要領第3事業実施主体において「本事業の実施主体は、農業協同組合、農業者団体等とする。農業者団体(法人含む)は、福島県内に住所地を有する農業者3戸以上で構成する組織とする。」とありますが、農業者1戸で設立した法人は対象になりますか。	農業者1戸で設立した法人は対象となりません。 なお、3戸以上の農業者で構成する法人は対象となります。
2	事業実施主体	父・母・子の3人で構成される法人(家族経営の法人)は「3戸以上の農業者で構成する法人」に該当しますか。	家族経営の法人は「3戸以上の農業者で構成する法人」に当たらないため、本事業の要件には該当しません。 当該法人が事業を実施するためには、法人を含む3戸以上の農業者で任意組織を組織する必要があります。
3	事業実施主体	取締役が管内農家で構成され、管内農家等から出資を受けて設立された農業法人は、本事業の実施主体となりますか。	当該農業法人について、①複数(3戸以上)の農家から構成されその名簿があること、②法人として機械導入に係る取り決めが組織内でなされていること、が確認できれば事業実施主体となる可能性があります。
4	事業実施主体	複数の農業者で任意組織を作り、本事業への申請を考えているが、一部の農業者が課税事業者である。この場合、任意組織として事業費は消費税を減額して申請することになりますか。	任意組織の中に課税事業者がいる場合は、任意組織内で同意を得た上で消費税を減額して申請する必要があります。
5	補助対象経費	対象となる機械、対象外となる機械を具体的に例示してください。	対象となる機械としては、以下のようなものを想定しています。 ・可変施肥田植機 ・うね内部分施用機 ・GPS車速連動ブロードキャスト ・畝立同時施肥機 など ※トラクターのアタッチメントはアタッチメントのみ補助対象となります。(トラクター本体は補助対象外とします。)
6	補助対象経費	側条施肥機器、ペースト施肥機器単品であれば補助の対象となりますか。	なお、側条施肥機、ペースト施肥機は局所施肥機ですが、すでに一般的に広く普及しているため補助対象外とします。 ただし、可変施肥機能を備える側条施肥機やペースト施肥機は対象となります。
7	補助対象経費	田植機に取り付ける除草剤散布機や殺菌剤散布機などのオプションに係る費用は、本事業の補助対象となりますか。	田植作業時に除草剤散布や殺菌剤散布を同時に行うことを目的に当該機器をオプションとして田植機に取り付ける場合は、本事業の補助対象とします。  ただし、田植作業とは異なる時期に行う作業機をオプションとして導入する場合は、当該作業機は補助対象外となります。
8	補助対象経費	可変施肥機器を用いる際、リモートセンシングのソフトウェア利用料についても補助対象であると説明頂きましたが、改めて、ソフトウェア利用料を要望するときの計算の仕方をご教示ください。	ソフトウェア利用料については、今年度内に使用する経費が補助対象となります。  ただし、年間契約・支払いで月割りができない場合は、補助対象となりませんのでご注意願います。  このため年度末までの契約・支払い、又は可変施肥するためのデジタル地図作成のみを年度内に購入する等が可能な場合は補助の対象となります。
9	事業執行方法	県が直接補助金を交付する補助事業者と間接補助事業者の区分をご教示ください。	今回の事業は緊急的な措置として実施することから市町村による予算措置が難しいと予想されたため、県からの直接補助を想定しております。  しかしながら、本来各事業実施主体への支援は、所管の市町村からも行われることが望ましいことから、予算措置等の緊急の対応が可能であれば、間接補助事業者として支援いただきたいと思いますと考えております。

No.	区分	質問	回答
10	事業執行方法	要望の際、三者見積の提出が必要と説明がありました。アタッチメントは基本メーカー毎に規格が異なると考えられ自然と所有しているメーカーのみからしか見積もりが取れないと考えられますが、いかがでしょうか。	一般的には、メーカーが特定されていても、販売店(営業所)や特約店、複数のメーカーを扱う農器具店もありますので、それらの各店に参考見積を依頼していただきたいと考えております。
11	事業執行方法	受益面積を確認するための根拠資料について、水田であれば営農計画書で確認できるが、畑地の場合の確認資料は何を想定していますか。	受益面積の確認資料として台帳などの添付は不要です。根拠資料としては水田・畑地を問わず、ほ場の位置、範囲を示した地図及びほ場ごとの面積(a単位。概数可)を記載したほ場一覧票を添付ください。受益面積はそのほ場一覧票の面積の積算値を記載ください。
12	事業執行方法	可変施肥機能の田植機は田の地力によって、施肥量を変えるのが一般的ですが、田植機のカタログに記載されている最大の減肥割合で計算してよいのでしょうか。	土壌の養分等のムラに応じて施肥量を可変する施肥機を初めて導入する場合は、使用する前にほ場の肥沃度やムラを把握し推定することが困難なことから、計画策定時には機械カタログに記載されている減肥割合を参考にいただき、計算してください。
13	事業執行方法	前年度の化学肥料使用量について、算定した証拠書類は、必要になりますか。必要な場合、具体的にどのような資料が該当しますか。	栽培日誌、施肥施用記録等に基づき記載してください。特に証拠書類は求めませんが、一般的な地域の施肥量や県施肥基準と大きく異なる等の場合は、必要に応じ根拠資料として前年度の施肥実績のわかる資料を求める場合もあります。
14	事業執行方法	ある農業者は、水稻の作付品種を年によって変えており、品種毎に作付面積も変えている。また、品種毎に肥料の種類を変えている。この場合、計画書の目標をどのように記載すればよいのか。	計画書の目標の部分は、「別紙」として整理してください。 現状、作付している品種、品種毎の作付面積、品種毎の肥料の使用量を明確にし、目標年度についても同様に品種、作付面積、肥料の使用量を記載してください。 ただし、目標年度に作付を計画している品種で現状作付していない品種がある場合は、参考として、過去に作付した品種の肥料の使用量を記載してください。
15	事業執行方法	実施計画の添付資料について「その他知事が定める書類」で今後、要求される書類は何がありますか。また導入する機械の置き場所に関する資料も提出が必要でしょうか。	機械の配置場所がわかる配置図等を添付してください。その他、要領様式第1号の「6添付資料」に記載の資料のほか現時点で想定している資料はありませんが、必要に応じ求めることもありますので、御理解願います。
16	事業執行方法	リモートセンシングサービスの利用期間は、いつからいつまでを対象とするのか。農業機械の納品日が不確定(今年度には間に合う)である場合、利用期間をどう定めればよいのでしょうか。	期間については、月単位の契約が可能な場合は、最長で令和6年3月までとなります。日単位の契約が可能な場合は、令和6年3月31日までとなります。